ユニバーサルデザイン 2020 関係府省等連絡会議

第5回街づくり分科会議事録

日 時: 平成 28 年 12 月 19 日 (月) 10:00-12:00

場 所:海運ビル2階ホール

出席者:

(ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議副議長)

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会

推進本部事務局長 平田 竹男

(座長)

中央大学研究開発機構教授 秋山 哲男

(座長代理)

内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会

(副座長)

国土交通省総合政策局安心生活政策課長 長井 総和

(構成員)

日本大学理工学部教授 岸井 隆幸

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

(トヨタ自動車株式会社オリンピック・パラリンピック部副部長) 村井 典昭 ※代理出席

オリンピック・パラリンピック等経済界協議会

(日本電信電話株式会社新ビジネス推進室担当課長) 今村 高道 ※代理出席

河野 雄一郎

森ビル株式会社取締役常務執行役員 東洋大学ライフデザイン学部教授

 東洋大学ライフデザイン学部教授
 髙橋 儀平

 VISIT JAPAN 大使
 山崎 まゆみ

順天堂大学医学部非常勤講師 山崎 泰広

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会常務理事兼事務局長 森 祐司 ※代理出席

特定非営利活動法人DPI日本会議顧問 今西 正義

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長 大日方 邦子

全国手をつなぐ育成会連合会会長 久保 厚子

全国重症心身障害児(者)を守る会副会長 高木 正三

一般社団法人日本発達障害ネットワーク事務局長 橋口 亜希子

一般財団法人全日本ろうあ連盟副理事長 長谷川 芳弘

社会福祉法人日本盲人会連合情報部長 三宅 隆 ※代理出席

東海旅客鉄道株式会社総合企画本部投資計画部担当課長 江口 圭一 ※代理出席

一般社団法人日本地下鉄協会業務部長 石島 徹

中部国際空港株式会社経営企画部経営戦略G担当課長 宮野 保和 ※代理出席

公益社団法人日本バス協会業務部長 川合 登

	東日本旅客鉄道株式会社総合企画本部投資計画部次長	久保	公人	
	一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会業務部長	熊谷	敦夫	
	公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団			
	バリアフリー推進担当課長	坂下	晃	
	一般社団法人日本民営鉄道協会運輸調整部長	西島	康夫	※代理出席
	西日本旅客鉄道株式会社総合企画本部課長	鶴来	谷 勲	※代理出席
	一般社団法人日本旅客船協会企画部長	津田	吉信	
	一般社団法人全国空港ビル協会常務理事	高柴	和積	※代理出席
	成田国際空港株式会社上席執行役員経営企画部門副部門長			
	観光/東京オリンピック・パラリンピック統括担当	濱田	達也	
	一般社団法人全国建設業協会事業部長	古市	義人	
	公益社団法人日本建築士会連合会福祉まちづくり部会委員	本多	健	
	関西エアポート株式会社企画室サブリーダー	西森	士朗	※代理出席
	一般社団法人日本ショッピングセンター協会事務局長	村上	哲也	
	一般社団法人不動産協会事務局長代理	渡辺	成輝	※代理出席
	一般社団法人日本建設業連合会都市地域政策委員会			
	都市地域政策部会委員	森田	潤	
	定期航空協会事務局次長	大藤	純児	※代理出席
(関係府省庁)				
	内閣官房国土強靱化推進室参事官	永井	智哉	
	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック			
	競技大会推進本部事務局参事官	上村	昇	
	内閣府政策統括官(防災担当)付参事官	林	俊行	
	警察庁交通局交通規制課課付	吉田	一博	※代理出席
	総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課課長補佐	仲田	陽子	※代理出席
	国土交通省都市局街路交通施設課長	渡邉	浩司	
	国土交通省都市局公園緑地・景観課課長補佐	井上	綾子	※代理出席
	国土交通省道路局環境安全課交通安全政策分析官	蓮見	有敏	※代理出席
	国土交通省鉄道局総務課鉄道サービス政策室長	川上	洋二	
	国土交通省鉄道局都市鉄道政策課駅機能高度化推進室専門官	大久任	呆 尚	※代理出席
	国土交通省自動車局旅客課専門官	稲田	修	※代理出席
(オ	ブザーバー)			
	東京都オリンピック・パラリンピック準備局			
	パラリンピック担当部長	萱場	明子	
	東京都総務部企画経理課課長代理(企画担当)	松本	秀一	※代理出席
	東京都福祉保健局生活福祉部地域福祉推進課			
	課長代理(福祉のまちづくり担当)	嶋岡	浩栄	※代理出席
	全国市長会社会文教部長	笹島	晃司	
	全国町村会行政部長	久保	雅	
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会			
	9			

組織委員会施設整備調整局施設整備調整部観客輸送調整課長 日本パラリンピック委員会事務局長 山﨑 聡 中森 邦男

※代理出席

【岡西座長代理】

皆さん、おはようございます。それでは、ただいまから第5回街づくり分科会を開催いたします。本日は年末のお忙しい中、ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。内閣オリパラ事務局企画推進統括官の岡西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日も報道機関の方々が議事の全般にわたり同席されますので、よろしくお願いいたします。

今年3月25日に第1回分科会をやりまして、分科会として5回と交通と建築・施設のワーキンググループに分かれて1回のワーキンググループ、そして、6月には当時の遠藤オリパラ大臣に、障害者団体の皆様から意見を表明いただいて、意見交換させていただいたということで、大変精力的に意見交換をさせていただきまして、本当にご協力ありがとうございます。また、関係省庁の皆様、そして事業者の方々には、障害者の皆様方の生の声をしっかり受けとめていただきまして、本日、最終とりまとめの案を提示するところにまで至りました。これまでの皆様のご協力に改めて感謝申し上げます。残された最後の分科会となります。皆さんのご意見をしっかり表明いただきまして、政府の方針にできる限り反映させたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日の配付資料の確認と本会議の出席者の紹介につきましては、時間の関係から、お手元の議事次第と出席者一覧をもってかえさせていただきたいと思います。以降の議事は秋山座長にお願いいたします。

【秋山座長】

皆さん、おはようございます。本日は5回目になりますけれども、7月に中間報告で、例えば建築のガイドラインだとか、公共交通のガイドラインなどが既にスタートして、検討が始まってきております。そして今回、最終回ですけれども、これを踏まえてさらに次のステップに入ると認識しております。本日は最終ですので、忌憚ない意見を皆さんからお伺いして、最終とりまとめに向けて頑張っていきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、これより議事を進めさせていただきたいと思います。議事2について、資料1に基づき説明をお願いいたします。それでは、資料1について、上村参事官と長井課長よりご説明をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【上村委員】

オリパラ事務局参事官の上村でございます。前回から修正した主な部分につきまして、基本的考え方の部分と、最後のページに別紙としてつけている共同宣言の案につきまして私から、ユニバーサルデザインの街づくりの部分を国土交通省の長井安心生活政策課長からご説明します。

まず、2ページ目の下の注釈欄でございます。ここに前回ご意見いただきまして、ユニバーサルデザインと、それからバリアフリーの定義を、内閣府さんで取りまとめている中身を参考にして、持ってきてございます。それから、3ページ目でございます。こちらの評価会議のくだりでございまして、まず、施策評価を全国対象に行うことということで、1)の1つ目の矢印のところに括弧で書いてございますが、これをつけ加えるとともに、外部組織の

活用、障害者団体等の参画について検討するということを追加してございます。

また、前回はこのPDCAサイクルにつきまして、評価会議から助言という形で関係府省等に、一度フィードバックするというところまでとしてございましたが、今回は、フィードバックされた助言を踏まえて、もう一度次年度の予定を取りまとめる作業を経て、それをまた評価会議に提出、総合的に講ずべき措置内容があるときは、評価会議からオリパラ大臣に建議という形で行うこととしまして、オリパラ大臣がその総合調整権限を通じて、関係府省等と連携して所要の施策を講じるように努める、その内容について評価会議に報告するとしてございます。また、2)として、これは完全に追加でございます。評価会議が好事例を認定するという仕組みをつくり、それを広く周知することを追加してございます。基本的な考え方の部分は以上でございます。

それから、一番後ろに共同宣言の案というものをつけてございます。これはもう一方の心のバリアフリーの分科会の方で、井手委員からご提案があったものでございます。相模原でのあの痛ましい事件を受けまして、その事件に対して、あるいは障害者の全体の問題に関して、ここで宣言を行ったらどうかということで、分科会の中でもそういう方向性でまとまったと承知しています。それを受けまして、このユニバーサルデザイン2020の取り組みを分科会として推進していく立場を表明する宣言という形で取りまとめてございます。

真ん中のところで、人の命の重さ、また、人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を希求するということをきちっと書いた上で、障害者権利条約の理念を思い出す、また、「障害の社会モデル」の自らの意識への反映、そして最後のところで、具体的に国、自治体、企業、学校云々が具体的な行動を変えて、共生社会の実現に向けて継続的に取り組むとともに、そしてもう一方のユニバーサルデザインの街づくりを強力に推進するという形でつくってございます。私からは以上でございます。

【長井副座長】

それでは19ページをお開きいただきたいと思います。19ページ以降が、当分科会の街づくりの部分でございます。主に前回の分科会からの変更点につきましてご説明を申し上げたいと思います。基本的に前回からの変更点につきましては、前回の分科会の中で委員の皆様方からいただきました意見を踏まえて、反映させたというものが中心でございます。まずは19ページの考え方の冒頭でございますが、「自分自身で」というところが青くなっております。この青くなっているところが今回追記をされた部分でございますので、そこを中心にご覧いただきたいと思いますが、「自分自身で」という文言を追加させていただいていまして、共生社会実現に向けた記述をより充実させたというところが、19ページの変更点でございます。

続きまして、23ページをご覧いただきたいと思います。23ページの一番上のところでございますけれども、これは主要鉄道駅ですとかターミナルなどにおけますバリアフリー化の推進という中の一つの具体的施策でございますが、東京都が31年に導入予定しているBRT事業に関しまして、新しい技術の定義を明確化したということ、それから、今年度行う実証実験の内容につきまして、追記をしたというところが変更点でございます。

続きまして、25ページをお開きいただきたいと思います。25ページは、バリアフリー 基準・ガイドラインの改正のうちの建築物に関する設計表示の改正の部分でございます。こ こにつきまして記述を見直してございますけれども、その趣旨といたしましては、まずホテルにつきまして、客室のバリアフリー化に関する好事例、これをガイドラインの中で充実させるということを追記いたしております。それからトイレにつきまして、前回分科会のご意見も踏まえまして、多様な障害のある人への配慮に関する記述ですとか、必要な機能の分散に関する記述を充実させますと、こういうことを明記させていただいたところでございます。

続きまして、26ページをご覧いただきたいと思います。26ページの②観光地のバリアフリー化につきまして、施策を追加させていただいております。具体的には、この26ページの下の部分でございますけれども、貴重な観光資源である文化財の活用のためのバリアフリー化といたしまして、まず1点目としまして、観光名所として数多くの人が訪れる文化財について、障害のある人等が、より快適に親しむことのできる環境づくりを目指して、文化財の活用のためのバリアフリー化に努めること、それから2点目といたしまして、また、そのための事例集を29年度に作成、周知するということを追記いたしております。

それから、27ページでございますが、今年度の補正予算を活用いたしまして、試行的な プロジェクトを内閣官房において実施するということについても、追記をさせていただい たところでございます。

続きまして、31ページをご覧いただきたいと思います。31ページの⑤ I C T の部分でございます。ここにつきましては前回、各省庁の連携ですとか、施策の記述のあり方についてのご指摘をいただいております。そこを踏まえまして、修正を加えております。まず、説明文のところでございますけれども、⑤の2行目から3行目にかけまして、「情報バリアフリーの実現の観点から」という文言を追記させていただいております。I C T を使ったバリアフリー化の政策目的を明確化させていただいたところでございます。それから、その説明文の後段のなお書きのところでございますが、関係省庁間の連携が必要であること、それから、タッチパネルの問題などに配慮した検討が必要であるというところについて、追記をさせていただきました。その上で、具体的施策につきまして、大きく3つの項目に整理をさせていただきました。まず、1つ目でございますけれども、歩行者のための移動支援サービスの実現に向けた取組でございます。これは31ページの下の部分から32ページにかけてでございますけれども、この中でインフラとなります「パブリックタグ」の整備、それから、システムのコンテンツとなりますバリアフリー情報の収集ですとかオープンデータ化、それから、システムそのものであるサービスの実現に向けた実証実験を行うことについて、整理をさせていただいております。

続きまして、33ページに、3つのうちの2つ目の施策について整理をさせていただいております。33ページの(ii)の個人の属性に応じた最適なサービスの提供に向けた取組というところでございます。こちらは交通系ICカードですとかスマートフォンと連携し、個人属性に応じた情報など、サービスの提供を行うこと、また具体例といたしまして、デジタルサイネージへの最適経路の表示といったものについても記載をさせていただいたところでございます。それから3点目といたしまして、交通機関の利用にあたっての情報提供サービスの実現に向けた取組ということでありますけれども、この中では、乗換検索システムの構築ですとか、鉄道車内における走行位置案内のためのアプリ開発といった施策を記載してございます。ICTについては、以上3つに整理をさせていただいております。

それから、最後に34ページでございますけれども、⑥のトイレの利用環境の改善というところでございます。こちらにつきましては本文の中で、「機能分散」という言葉を明記させていただいたということと、あとは、35ページのマナー改善の取組のところですけれども、この中で、心のバリアフリーを意識し、取り組みを進めるという考え方につきまして、前回のご指摘も踏まえて追記をさせていただいたところでございます。変更点は以上でございます。

【岡西座長代理】

補足をいたしますと、まず総論のところにつきましては、先ほど冒頭申し上げましたとおり、皆さんに集まっていただいて、直に意見を聞いて、政府として考え方を取りまとめたわけですけれども、これが絵に描いた餅にならないように、しっかりと実行する仕組みを明記させてもらったということでございます。

ポイントは、障害者の方が入った形での委員会を立ち上げて、そこからしっかり我々の上司でありますオリパラ大臣、今であれば丸川大臣にしっかり建議をする、そしてオリパラ大臣がその権限を使って、取りまとめた責任をしっかり果たして、各省庁に対して指示を出していくということを明確に書き込んだ点が一点目でございます。

それからもう一つ、街づくりの書き方につきましては、考え方の「自分自身で自由に移動する」の「自分自身で」という、たった5文字でございますけれども、パラリンピックで見られるように、普通の人と変わらず動ける人もいらっしゃるわけで、そういう人達は自分でしっかり動けるようにするということを書き込んだ点が二点目でございます。介助者が当然必要な方もおられますし、重度障害の方もおられますし、当然サポートが必要な方がおられますし、しっかりサポートもするのですけれども、自分でしっかり歩ける人について、また自分で行動できる人は、自分で行動できるような社会をしっかりつくっていくという考え方を、改めてこの5文字に込めさせていただいたところでございます。

その他色々書き込ませていただいて、特に交通のバリアフリーの基準や、設計標準などにつきましては、まだこの段階では最終的に書き込めなかったことがございますので、つきましては、冒頭秋山委員長の方からありましたように、これからしっかり具体化に向けた作業を進めていくということでございます。補足は以上でございます。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。ただいまご説明がございましたことにつきまして、意見交換に入らせていただきたいと思います。最終のとりまとめ案は、11月24日の第4回の分科会で提示された素案に対して、委員の意見を踏まえて、修正あるいは追記等を行ったものと伺っております。最終のとりまとめを見据えて、是非積極的にご意見をいただけたらと思います。本日は多くの方にご出席いただいておりますので、発言の前に、所属とお名前を述べていただいてからご発言いただきたく存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、どなたからでも結構ですのでどうぞ。今西さん、どうぞ。

【今西委員】

DPI日本会議の今西と申します。3点ほどあります。1つは、この最終案の中で、重要

とされる当事者の参画ということがあちこちに出てきているのですけれども、この参画について、もう少しきちっと明記した方が良いと考えております。というのは、ただ単に当事者、障害者の参画では無く、具体的な形で入れ込んだ方が良いと思います。

それは、1つとしては、委員会の中への参画として、半数以上を障害当事者が含まれるようにするということがあると思います。2つ目には、やはり日常的に様々な体験だとか経験を通した形で、経験のある立場の人達が参画していく必要があるということです。また3つ目として、そうした代表性を持つ人が、それぞれ障害種別ごとに構成されていく。こうしたことをこの参画の定義として、是非ともつけ加えて欲しいと思います。

それから、2点目として、これは20ページの街づくりに関する柱立てのところなのですけれども、基本的な考え方と具体的な施策との部分で、基本的な考え方から見ていったときに、やはり具体的な施策のところが少し取り組みが弱いと思います。

そういう意味で、もう少し具体的に、例えば具体的な施策の目標として、バリアフリー法の見直しということを書き込んで欲しい。それが難しいのであれば、やはり「社会モデルに基づく」というような文言を入れることによって、具体的な施策の目標として、基本的な考え方と合致してくるのではないのかと思います。そうした記述を是非ともつけ加えていただきたい。

そして、3点目として、継続的な評価委員会ということを、今回、前回を含めて大分つけ加えていただいたということで、評価委員会というものを2020年に向けて、当然これは毎年やっていくわけですけれども、年度末に単なる報告会としてやるのではなくて、中間的なところでも進捗を含めた形で行っていく必要があると思います。そうした上で年度末として、その中での残された課題、それを次年度につなげていく。

これは2020年に向けた評価会議だけではなくて、全国にユニバーサルデザインを広げていく上では、その後の評価委員会についても継続した形で、当事者を中心に継続していくということを是非ともつけ加えていただきたいと思っております。以上です。

【秋山座長】

どうもありがとうございます。3点ほどいただきましたけれども、当事者参加をもう少し 明確にということで、代表者として経験が深い、障害のそれぞれの立場の人が参画するとい うこと、あとは委員会の中に障害を持つ人が参画する、こういったことをきちっと明記した らどうか、2点目が、街づくりについて、具体的にまだ踏み込んでいないのではないかとい うことで、社会モデルとかの視点をもう少し加えたらどうか、3点目が、継続的評価委員会、 単なる最終的な3月の報告だけじゃなくて、中間的に報告を入れたらどうかということを おっしゃっていただきました。どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。 どうぞ。

【河野委員】

森ビルの河野でございます。ちょっと主観的な発言になってしまうかもしれませんけれども、先だって衆議院の議員会館に行った際、おもしろいものを見つけ、写真に撮ってあるのでそれを読み上げます。入口の所に案内板があって、「視覚障害者の方にトイレの位置をお知らせする音声案内装置を設置しています」という張り紙が貼ってあるのです。誰のため

に貼ってあるのだろうと。つまり、国会議員が集まるような場所ですら、こういうことなのです。だからもっともっと社会に対して強く訴えていく必要があるのだろうということがこの貼り紙1枚を見て思いました。

それともう一つ、これもちょっと主観的なのですが、前書きがすごく障害者の方に対してこれを取りまとめていくのだということが強調されているように見えるのです。後半の方の具体的施策の中には、高齢者という言葉も出てくるのですが、恐らくこのユニバーサルデザインというのは、これからの長寿社会の中で、多分、今は僕も健常者の一人だと思うのですけれども、必ず皆がそこに関わるというか、自分のものとして考えていかなくてはならないと思うのです。だからこそ、これはやる価値があるのだろうと思います。これは障害者の方にとってもすごく大事なことだと思いますが、いずれは健常者も、視力が弱くなる、耳が遠くなる、滑舌が悪くなる、足腰が悪くなって、いろんなところでつまずいたり転んだりするようになります。ユニバーサルデザイン、バリアフリーがもっともっと高度に働くことが、あまねく人達にとっても大事なことだということが伝わるような、そんな表現があるといいと思いました。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。国会内の視覚障害者の表示の発見と、それから前書きに障害者を強調しているけど、来る高齢社会、高齢者に対する考え方がやや少ないのじゃないか。恐らく私たちの生活の平均値が次々に下がっていくといいますか、今までは健常な人の平均値で物を捉えていたのを、できるだけ下げようとしているのですけれども、その下げ方が、障害者だけに特別になっていくのではなくて、高齢者も含めてというご理解でよろしいですかね。どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。萱場さんですね。

【菅場委員】

東京都の萱場でございます。すばらしい取りまとめをどうもありがとうございます。今、 資料2、ユニバーサルデザイン2020最終とりまとめ案工程表というものを拝見しておるのですが、こちらは見方としましては、1)この工程表の1ページ目から7ページまでに 当たるものが、今いただいている、この最終とりまとめ案の22ページから23ページの上 段までの具体化工程表、そしてこの資料2の8ページ以降が、最終とりまとめ案の24ページの後半部分以降の工程表と考えてよろしいでしょうか。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。これについてほんの少しご説明いただけますか。

【事務局(名畑)】

ご質問ありがとうございます。この資料2の工程表につきましては、資料1の最終とりまとめ案の各具体的施策を持っている省庁の方に、工程表を2016年から2020年に向けて整理してくださいというお願いをいたしまして、当方で取りまとめたものでございます。ご指摘のとおり、この資料2の工程表の中の全てのページの左上の方に書いてある表題

と、この資料1の内容が呼応している形になってございます。

【萱場委員】

ご説明ありがとうございます。今、私ども東京都は、国の関係省庁様、そして組織委員会様と一緒に、この1)の事業をまさに実施しているものでございます。既に、この工程表を作成するに当たりまして、関係の府省庁様にご確認の上、作成していらっしゃるということですので、間違い等はないかと存じますが、今まで拝見しておりました、この最終とりまとめ案よりも、かなり細かい具体的なことまで書かれているため、この箇所につきましては、私ども、担当の部局に内容を確認させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

【秋山座長】

資料2につきましてはかなり詳細に書かれていますので、東京都としては、担当部局の方とご相談をして確認させていただくということでよろしゅうございますか。

【萱場委員】

はい。最終とりまとめ案を超えて細かく書き込んでくださっていますので、この内容で間 違いがないかどうかを確認させていただきたいと存じます。

【秋山座長】

わかりました。じゃ、そのようによろしくお願いいたします。ほかにいかがでしょうか。 どうぞ。

【大日方委員】

日本パラリンピアンズ協会副会長の大日方でございます。よろしくお願いいたします。3 点ございます。まず、全体を通してみまして、ちょっと抜けている視点があるなというところをご指摘申し上げたいと思います。それは、自家用車でアクセスする、障害のある方は結構いらっしゃるのですが、これをどこに入れるかというところがあるかと思います。今、萱場さんの方からもご指摘がありました、資料2が比較的わかりやすいと思いますが、大きく分けて1)と2)で、東京大会に向けたバリアフリー化ということと、その後、20年以降もということで2)と書いてあると思います。

1)の方で考えますと、20年の東京大会に自分の車で来る人というのは、実際ほとんど難しいというか、制度設計上ないことの方が多いでしょうということになるのですが、2)以降、つまり20年の後のこと、beyond2020を考えますと、こういったところに車で来るということの視点を、少し入れていただけた方が良いと思いました。

例えばこれはスポーツ施設等を考えていただくと、少しイメージしやすいと思うのですが、わかりやすくするために具体例を申し上げますが、代々木の体育館、実はすごく今車ではアクセスしづらいですし、電車で来る方も原宿の駅が最寄りの駅なのですが、横断歩道がないために階段しか使えないのです。では、どうしているかというと、皆、路上に出てタクシーをつかまえたり、代々木体育館1964年に整備されてから時間が経過し、時代が変わ

っておりますので、車でのアクセスといったようなことについて、こういう既存の大きな会場についても、今後のことを考えると、整備というところについて研究できると良いのではないかということが1点目です。

2点目が、25ページの建築物に係る設計標準の改正のところです。今皆様、20年に向けてということもあって、一般客室へのバリアフリーへの配慮についての検討を一生懸命進めていただいております。大切なことは、もちろん基準をつくるのも良いのですが、大切なことは、この基準によって、どれだけ使えるホテル、客室が増えたかというところについて確実に進めるためには、毎年調査していった方が良いのではないかと思います。バリアフリーな客室数は実は、かけ声のわりには増えていないのではないかという懸念もちょっと持っておりますので、そのあたりのところについて、ここで何か書き込めないかと思います。そして最後、4ページの心のバリアフリーのところですが、全般に対する考え方だと思いますので、少しだけ申し上げさせてください。

ここではコミュニケーションスキルという表現で、またお互いにしゃべる、お互いにコミュニケーションすることの大切さを言っているのですが、私の考えでは、これはもう少し簡単なことではないかと思っています。スキルというよりは、他者に対する、周りの人に対する興味、関心を持つ、あるいは思いやりの心を持つ。これはちょっと小学生、中学生向けのような表現になるかもしれませんが、隣にいる人がどんなニーズがあるのかをちょっとだけ関心を向けるということでも、随分違うのではないかと思います。

先般の視覚障害の方が転落された痛ましい事件もございましたけれども、周りに人がいなかったわけではないはずです。だけれども、関心を向ける人がいなかった、あるいは注意は向けていたのだけれども、手を貸す、危ないですよという一言をかけられなかった人達がいた。

そこのところが一番の問題ではないかと思っていて、正しい表現かわかりませんけれども、おもてなしもいいのだけれども、おせっかいもちょっとあるといいなと。そういった意味が心のバリアフリーというところではないかなと思っていまして、スキルというよりは心の持ちようというところも少し、これに言及できると、さらにすばらしいものになるのではないかと思いました。以上です。ありがとうございます。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。3つほどいただきました。1つは、体育館などの競技場は、自動車のアクセスがきちっとできていないのではないかというご指摘。それから、建築物のホテルの基準は作れても、その後に確認の調査をして、増やしていく方向性を考えたらどうか、これが2点目だと思います。3点目は、コミュニケーションスキルじゃなくてもっと単純だよと。思いやりとかそういう部分になると思うのですけれども、日本人というのは内と外、身内とか知り合いに対しては親切だけれど、他の人に対しては全く無視する傾向がありますので、これをどうやって作り上げていくか、そういうことだと思います。どうもありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。じゃ、どうぞ、髙橋先生。

【髙橋委員】

東洋大学の髙橋です。ありがとうございます。大変丁寧にまとめていただきまして、感謝

申し上げたいと思います。何点かあるのですけれども、まず、1ページ目の2ポツのユニバーサルデザイン2020の最初の行のところ、ここの「過去において、障害のある人が受けてきた特別視」以降ですけれども、こちらの方の文章の書き方と、宣言の分部の順番が変わっているので。36ページになりますか、共同宣言(案)です。こちらの方は、「差別、虐待、隔離、暴力、特別視」になっていますけれども、こちらの方がふさわしいかという感じがいたしますので、それがまず1点。

それから、同じ1ページの最後の行でありますけれども、真ん中のところに「ある意味で 人々の心において『障害者』という区切り」とありますが、ここで「ある意味」というのは むしろ要らなくて、「共に生きていく社会を実現するということは、人々の心や市民生活に おいて『障害者』という区切りがなくなることを意味する」と、「市民生活」という言葉を 追加したらどうかと思います。

それから、3つ目ですけれども、25ページになりますが、現在検討しているところの建築物に係る設計標準のトイレの部分です。青字のところです。下から4行目ですけれども、「障害のある人が必要な機能の一層の分散や小規模施設・既存建築物における」と書いてあるのですけれども、ここでは、「障害のある人が必要な機能の充実や小規模施設・既存建築物における」ということの方が、表現として正しいのではないかと思います。

機能の分散というと、既存のものでは一層の分散というのは適用できるのですけれども、 新規の場合ですとむしろ、機能あるいは設備を選択して組み合わせるという考え方の方が 適切かという感じがしますので、単純にここでは、「障害のある人が必要な機能の充実や小 規模施設」というようなつながり方が、これは⑥の部分が同じだったかと思います。

それから、次に26ページですけれども、追加していただきました部分になります。貴重な観光資源である文化財の活用のためのバリアフリー化の2つ目ですけれども、「障害のある人、高齢者を含むすべての人が」とありますが、ここに「障害のある人、高齢者、外国人を含むすべての人が」としたらどうかと提案させていただきたいと思います。

それから、34ページ、トイレの部分について、先ほどの下の青字の部分ですけれども、 同じ意見です。

最後に、36ページの共同宣言のところなのですけれども、4段落目です。「わたしたちは、障害者権利条約の理念を思い出し、すべての人々が」とありますが、その「思い出し」というのをもう少し強調した方がいいのではないか。障害者権利条約の理念を、単純に言えば「踏まえて」、あるいは「理念を基本とし」とかと、そういう少し丁寧な言い回しの方がよろしいのではないかという感じがいたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。色々いただきましたけれども、1つは、1ページの2の「障害のある人が受けてきた特別視」ではなくて、宣言文、36ページの「障害のある人が受けてきた差別、虐待、隔離、暴力」、こちらの方がよろしいのではないかと。これが1点目ですね。

2点目が、「ある意味で」というのを取って、「共に生きる」というのが、2番目のユニバーサルデザイン、1ページ以降の下の方のところだと思います。

それから、P25のトイレのところで、下から5行目ぐらい、「障害のある人が必要な機能の一層の分散や小規模施設」というところを、「機能の充実や」と変えたらどうかというご提案です。

それから26ページ、これは下から4行目に「障害のある人、高齢者」プラス「外国人」、 外国人を入れるということ、そして34ページのトイレのところについても同じように変 えたらどうかということと、最後の5番目、理念の部分の下から2段落目のところの最初の 行、「わたしたちは、障害者権利条約の理念を思い出し」ではなくて、「踏まえて」とか「基 本とし」と、もっとしっかり書いた方がいい、そういうご指摘をいただきました。

非常に妥当なご意見だと思います。どうもありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。長谷川さん、どうぞ。

【長谷川委員】

25ページ、建築物に係る設計標準の改正というところについて、聴覚障害者に関することが全然書かれていないように思います。障害者差別解消法には合理的配慮の提供がうたわれています。それがうたわれているのに公共施設、ホテル、デパート、映画館等の全ての音声放送のアナウンスについては、聴覚障害者、聞こえない、聞こえにくい方たちには伝わらないことが多いです。

例えば火事等のアナウンスのときに、避難さえもできない状況に陥ることがあるかもしれません。駐車場の車の移動をしてくださいというようなアナウンスも、聞こえなくてわかりません。エレベーターの事故、故障があった場合の非常ボタンも音声によるものです。それでは情報を得られないということがあります。

そのように色々ありますので、やはり聞こえない人達、または聞こえにくい人達のための 文字、情報設備に係る設計標準を入れていただきたき、情報提供の充実を図りたいと、思う のですが、いかがでしょうか。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。建築物に係る設計標準の改正というところについては、 聴覚障害者の部分がきちっと書かれていないので、これについて、災害などが起きたときに 情報提供がきちっとできるようにしたらどうかということ、かなり必要不可欠な部分だと いうご指摘を受けたと思います。どうもありがとうございました。

【長井副座長】

済みません、今日は住宅局が欠席をしておりますけれども、現在、建築物の設計のガイドラインにつきまして、見直しを進めております。元々、このガイドラインの中で様々な障害の方に対する配慮事項というのは、ポイントとして整理をさせていただいているところでございまして、その中で、聴覚障害の方に対する配慮につきましても、一定の記載があるものと理解をしております。

その上で、今回は特にホテルの客室のバリアフリー化の問題ですとか、それからトイレの問題について、特に焦点を当てて議論をしているところでありましたので、この記載については、見直しのポイントを記載させていただいているということでございまして、決して他

の様々な障害の方への配慮について、このガイドラインで取り扱っていないということで はございません。

ただ、いずれにいたしましても、今日いただいたご意見につきましては、持ち帰りまして、 きちんと担当にも伝えさせていただいた上で、もし必要があれば、追記等も検討いただくと いうことにさせていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

【秋山座長】

どうぞ。

【長谷川委員】

つけ加えさせていただきます。建築物に係る設計標準というのを見ますと、法律的に、これは古いのではないかと思うのです。バリアが目に見える障害者を中心に作られている項目が多いように思います。スロープだったり点字ブロックだったり、そういうことは書いてあるのですが、バリアが見えない・理解されにくい人のことが書いていないのです。

少し前に、新しく建てたばかりの建物を見せていただいたことがあるのですが、まさに聴 覚障害者に関する情報設備が無く、全てが音声中心によるアナウンスだったり、放送だった り、情報が伝わらない状態でした。申しわけないのですが、設計法とか色々調べても、古い なと思いましたので、敢えて発言させていただきました。

【長井副座長】

ありがとうございます。いずれにいたしましても、ご意見につきましてはしっかりと持ち帰らせていただきたいと思います。

【秋山座長】

どうもありがとうございます。

【岡西座長代理】

冒頭に私から申し上げましたように、交通バリアフリー基準のガイドラインの改正や設計標準の改正について、今、具体的中身を検討しているところであります。そういう意味では、本日いただいた大変貴重な意見でございますので、それを踏まえた形で、どこまでできるのかということをしっかり検討していきたいと思います。

そのほか、これまでいただいたご意見について、全体ではございませんけど、お答えさせていただきますと、冒頭、今西さんから、一番大きな話、参画の明記、参画の仕方とかをもっと具体的にというご意見をいただきました。この点につきましてこれから検討していきたいと思います。

それから、法律の見直しについては、やはり大変大きな話になりますのでもう少しお時間 をいただきたいと思います。申し訳ありません。

それから、評価委員会の回し方、中間でも報告ということ、これは具体的にどういうやり 方で今後やっていくか、評価委員会の回し方について検討してまいりますので、またご意見 をいただきながら、評価委員会の運用の仕方を考えていきたいと思います。 続いて、森ビルの河野様からいただきました。まさに我々は、2020年に3.2人に1人、2030年には2.5人に1人が65歳以上になる社会を迎えるということで、潜在的な障害と申しますか、モビリティーが下がってこられる方、または視覚とか情報伝達ができなくなる方が多くなることを踏まえて、考えて、この取りまとめをしております。

先ほど外国人の話が髙橋先生の方からもありましたけれども、そこまで書き出すと、高齢者特有の話や外国人特有の話もしっかり書き込んでいく必要が出てまいります。とはいいながら、基本的考え方に高齢者というものが入っている感じもございますので、趣旨としましては、これから我が国が向かっていく高齢化社会に対しての大きな一歩であるという認識でこれを進めているということは、共有させていただきたいと思います。取り急ぎ以上でございます。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。ほかにご意見いかがでしょうか。どうぞ。高木さん。

【高木委員】

全国重症心身障害者を守る会の高木でございます。最後の共同宣言について、これは明日 の心のバリアフリー分科会でも議論があるのかもしれませんけれども、共同の2つの分科 会が宣言するとすれば、最後の方に、私たちはこれこれを宣言するとした方が良いと思いま す。それが1点です。

それからもう一つは、一つ一つの区切り区切りが、何かどこからか持ってきた文章をつなぎ合わせたみたいな感じで、全然連続性がないような感じがしておりまして、つけ焼き刃的に作ったような感じがしているので、ここの流れはもうちょっとかちっとしないと、共同宣言として恥ずかしいというように思います。時間があれば案を出したりもするんですけれども。

特に最初のところでは、過去においてあったけれども、今はもう存在しないような書き方なのです。やっぱりこういう認識で、ここに参加している人達が、それでいいのかどうかというのを僕は不思議に思って。この前のいろんな一連の事件からすると、例えば虐待とかそういうことがあってはいけないし、今後も云々という形で。まだまだあるからこそ、こういう遅れがあるのであって、こういうところをもう少し整理して書かないと、共同宣言としてちょっとおかしいのじゃないかなと思います。

ちょっと済みません、今日見ただけでございますけれども、一応おかしいのじゃないかという提案だけさせていただきます。

【秋山座長】

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思いますので、これはもう少し練っていく ということを前提として考えたいと思います。ほかにいかがでしょうか。先に山崎さんから。 次に大日方さん。

【山崎(ま)委員】

VISIT JAPAN大使の山崎まゆみです。すばらしいお取りまとめをありがとう

ございます。意見を反映していただいております。ありがとうございます。

東洋大学の髙橋先生から、26ページの文化財の活用のためのバリアフリー化の部分で、 観光客が訪れるという部分にも、「外国人」という表記を入れた方がいいのではないかとい うご意見もございまして、そして今、岡西さんからも、「高齢者」と「外国人」という表記 を入れるに当たり、編集上の問題でも、ご検討中なのか、ちょっと難しい問題でもあるみた いなお話もございました。

2020年のオリンピック・パラリンピックに向けまして、それ以降のレガシーとしましても、多分外国人観光客の方がもっともっと増えて欲しい、増えていくであろうと思う中で、 文化財だけ外国人という表記よりも、むしろ観光地の26ページの②に当たる全てにおいては、外国人ということを意識した方が良いのではないかなと思っております。

ただ、今回のこの会議におきましてはやはり、高齢者、外国人、そして体のご不自由な方々といって一緒くたにするのも、ちょっとわかりにくくなるのかなと思いまして、私もこれまで発言は、特にその部分にはしてこなかったのですけれども、文化財だけ外国人という表記を入れるのであれば、観光地全体においても、外国人観光客を意識した表記が必要なのではないかと思います。以上です。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。文化財だけ外国人を入れるのは変だという部分だと思いますので、観光地、あるいはもしかすると、東京は、訪ねてくる5割ぐらいの外国人が寄りますので、通常の観光ではなくて、ビジネスでも沢山外国人がいらっしゃるので、書き方をどこに据えるかを、後で考えさせていただくということで処理をしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。大日方さん、じゃ、お願いいたします。

【大日方委員】

ありがとうございます。追加で1つ、28ページ、公共交通機関のバリアフリー化のところに入るのかと思うのですが、実は鉄道と駅のホームのところで災害が起きた場合にどう避難するのかという視点を、ここか別のところかはあると思いますが、入れた方がいいのではないかということを、心のバリアフリーと見比べながら考えました。

地下鉄等も東京では非常に増えていますので、実際に駅、地下鉄の中で発災した場合に、 縦移動、空間、階段等が使えない人達をどのように避難するのかといった視点が、どこまで 準備が進んでいるのか、そしてそれを、JRや地下鉄、鉄道会社の方はわかっていらっしゃ るかもしれないのですが、私たち障害当事者が、自分たちがどう振る舞うべきかというとこ ろについて、実はほとんどわかっていない状況ですので、そういったところを伝える取り組 み、あるいは避難訓練のようなものをするといったことも、必要になってくるのではないか と思いました。

それともう一点、先ほど外国の方というところのお話が、山崎委員からも出ましたけれども、これは入れるかどうかというところもありますが、もし入れるのであれば、この会議で、外国から人達がどんなことをユニバーサルデザインとして求めているのかということを、本来、当事者から――当事者からって変な言い方なのですが――聞かないといけないので

ないかという視点も、そもそもとしてあると思いますので、ここの会議に出てきていらっしゃる方が、どういう方々を代表するかと考えると、おのずと今回のことで言える範囲が限られてくるのではないかと感じております。以上です。

【秋山座長】

どうもありがとうございます。地震災害が起きたときの避難は、駅、鉄道もさることながら、競技場も、あるいは様々なところに全部関連してきますので、この取り扱いは非常に重要ですので、どこで取り扱うか、後で検討して、入れさせていただくということになると思うのですが、岡西さん、どうぞ。

【岡西座長代理】

そういう意味では、おっしゃることは大変重要な視点だと思います。記述として書いてあるからいいという話ではないのですけれども、総論のところの20ページの一番上の段階で、「このようなユニバーサルデザインの街づくりは、災害発生時に障害のある人を含め、人々の避難行動を円滑にすることから、災害に強くしなやかな国づくりの観点からも重要な取組」ということが書いてあって、じゃ、具体的にどうするかとかいうことは、あまり触れられておりません。そういう意味では、大変重要なご指摘だと思いますので、検討させていただければと思います。

【秋山座長】

どうもありがとうございます。恐らく災害について、鉄道駅で起きた場合と地下鉄の中で起きた場合とでは、対応の仕方が全く異なるので、一筋縄ではいかない対策になると思いますので、ここはしっかり考えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いします。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【橋口委員】

日本発達障害ネットワークの橋口です。25ページと、それから34ページのトイレの部分について、私たち発達障害とか、見た目にはわからない、でも、ちょっと特別な使い方をされるという方たちの部分を盛り込んでいただいたことを、まず深く感謝申し上げます。特に35ページのトイレ利用のマナー改善というところでは、色々な方が使うトイレを充実させていくということをきちんと書いていただいたことは、とてもありがたいと思います。それで、先ほど髙橋先生がおっしゃっていましたが、小規模施設とか既存建築物というところに関して、確かにその機能の一層の分散と書いてしまうと、できないというようになってしまう部分もあるかと思うので、そういう意味では、機能の充実ということが大事だと思います。

ただ、もしできるならば、なぜその機能の充実が必要なのかということを、多様な障害という一言で書いてしまうのではなく、こんな使い方があるからこういうふうに機能の充実を図って欲しい、もっと言えば小規模施設、既存建築物でも、こんな工夫があれば、こんなふうに機能の充実が図れるということを盛り込んでいって欲しいと思っています。以上です。

【秋山座長】

どうもありがとうございます。恐らく多様な障害をお持ちの人に対応するということと、個人のニーズがそれで不十分になる可能性があるので、個人の様々な特徴に焦点を当てたことも忘れないでくださいというご意見だと思います。どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。じゃ、このくらいでよろしゅうございますか。

そうしましたら、少し私の方で今日の意見をまとめさせていただきますと、今西さんからいただいたのは、参画という部分だろうと思うのですけれども、この参画というのが、まだ十分こなれていないように思いますので、ここについては、どういう形で参画を実現していくかということがご指摘としてあったかと思います。ここをまずちゃんと修正すると。

2点目としては、色々な方から、障害者だけではなくて高齢者、外国人、多様な人という ことなのですが、ここの対応する人に対して、どういう書き方をするかということを、もう 少し洗練しないといけないというご指摘をいただきました。これが2つ目のご意見だと思 います。

3つ目が、大日方さんからいただいたのですけれども、自動車のアクセスについて、きちっとここは位置づけていなかったかというところが大きなところだろうと思います。

4つ目はやはり大日方さんからいただいたのですけど、コミュニケーションスキルという言葉でいただいたのですが、オリンピックを迎えるに当たって、他の人に対してどういう形で関係をつくっていくかということが、どうも日本人は忘れられているので、他の人との接し方、ほんのちょっとの接し方をきちっとしないといけないという部分のご指摘だと思います。

それから、髙橋先生から色々、5、6点、沢山の修正意見がございましたけれども、これを整理させていただく。

5つ目は、長谷川さんからいただいた、聴覚障害者に対する、特に見えない障害、情報についての提供方法が本当に、時々忘れ去られていく可能性がございますので、特に災害時も含めて、情報提供はしっかりやっておかなければならないというところがございます。

6つ目は、まだ一般的な災害対策が障害者に対する対策としてきちっと計画がなされていないという部分があるという指摘でございます。ここについて、確かに数年前、障害者の対策、災害で避難のことについて、国土交通省で研究をやったのですが、鉄道駅まで及ばなかったので、具体的な調査研究がまだまだ不足しているという部分もございますので、災害についてはこれからどういう対応をするかということがございます。

その他、多様なニーズと個人のニーズのバランスや、外国人という記述はここの人だけで書けないので、新たにヒアリングをする必要があるのだろうかとか、様々なご指摘がございましたけれども、以上が、今日皆さんからいただいたご意見ということになると思います。それでは、まだ時間がございますので、もう少しご意見がありますという方はいらっしゃいますか。じゃ、どうぞ。

【高木委員】

済みません、先ほどの共同宣言の関係は、もう一回見直すとかは、座長から皆さんにお願いします。

【秋山座長】

共同宣言については、見直しをもう一度して、つながりをよくしましょうということになると思います。どうもありがとうございました。じゃ、どうぞ。小幡さん。

【小幡委員】

全国精神保健福祉会連合会の小幡です。先ほどの災害の件で、消防庁の方が障害者のニーズ調査を現在始めているということで、ターミナル施設とか、空港、駅、競技場を含めた質問事項について、当会にも照会があるところなので、もし関連があれば、担当省庁ということで、この中に含まれていくと改めて確認をしていただくと、突合がつくと思いましたので、情報提供ということで発言させていただきました。

【秋山座長】

ありがとうございます。消防庁の調査をやられていることについて、何らかの形で情報を こちらから収集させていただきたいと思います。ほかにいかがですか。

【本多委員】

日本建築士会連合会の本多と申します。私はここでは専門家だと思って参加してきたのですけれども、この会議を通じて、大変勉強になりました。実は、バリアフリー法や設計指針などは、文章になって設計者の手元に回ってくると、こうした作られるまでの過程が無く、結果だけが言葉だけで伝わっていくということになるので、是非、設計者や事業者、もしくはデザイナー、グラフィックデザイナーやプロダクトデザイナーにも、これらの基準の大切さを周知するための、費用や機会を作っていただけないでしょうか。普通の設計者ですらきっと、イメージが湧かないと思うのです。なので、そういった方々に周知するところに、費用とか時間を割いていただけると良いと思います。

あと、ホテルの話がでましたが、基準を厳しくしても、新築であれば何とでもなるのですけれども、さっき大日方さんから話が出たような、改修の方で全然進んでいないというところに関しては、この基準を強化しても、改修が進むとは思えません。既存施設の改修に対しての案としては、特定の障害に特化した基準をいくつも作る必要があると思います。私もホテルを何件も設計しているのですけれども、敷地に傾斜があって、スロープとかエレベーターをつけられないところが沢山あるのです。例えば、視覚障害の方に対して特化した基準を作って、改修すれば、段差があって車いすが受け入れられないホテルだとしても、対応できると思うのです。そういう基準作りというのも、2020年までに整備するには必要かと思いました。ありがとうございます。

【秋山座長】

どうもありがとうございます。今おっしゃっていただいたことは、議論と文章のギャップが大き過ぎるということと、そのために背景がわからなかったり、あるいは説明がないとほとんど、単なる文章で平易に理解してしまう、そういうことですよね。それはかなりこの分野では起きる問題でして、どうやって伝えるかというのは、生の言葉が本当にいいのですが、

色々な人にここに来ていただくのも中々難しいということがございます。

それから、2つ目のホテルについて、視覚障害者などに特化した基準を作る。これはある 意味で、見本といいますか、こういう事例があるという理解でよろしいですか。特化した場 合には基準にはならないですよね。

【本多委員】

全部をクリアしようとすると中々難しいホテルが多いのです。改修なので、改修だけの話なのですけど。全てを満たしなさいと言われると中々難しいものが多いというものです。

【長井副座長】

ありがとうございます。今まさにおっしゃるとおりで、ホテルにつきましては、一般の客室、バリアフリールームじゃない客室をどうやってバリアフリーに近づけていくか、中々一律の基準ということは難しい、いろんなケースがあるものですから、好事例集を集めるとかいったような、指針、ガイドラインの見直しということで対応を考えているところですので、ご理解いただければ幸いでございます。

【秋山座長】

どうもありがとうございました。今西さん、どうぞ。

【今西委員】

そうですね、施策の実行性担保ということで、先ほど、この2020年までは担保として、オリンピック・パラリンピック担当大臣に建議を上げるという形で、その上で、また施策に戻していく形になると思うのです。2020年までは確かにそういう実行性担保ということでは、その仕組みが必要と思うのですけれども、やはり全国にそのユニバーサルデザインの整備を広げていくことになってくると、その後の仕組みを残しておく必要があるかと思います。

そうした意味では、2020年が終わった後には、オリパラ担当大臣というものもなくなってくると思うのです。それを考えたときに、きちっと実行させていくためには、例えば障害者政策委員会のもとに、こうした評価会議なるものを設置して継続していく、そういう仕組みを是非とも残しておいて欲しいと思うのです。以上です。

【秋山座長】

どうもありがとうございます。今回、施策の実行性を担保するために、建議だけではなくて、その後の継続する仕組みをつくるという、ソフト的な制度のレガシーなのでしょうね、 これをしっかりやっていただきたいというご意見です。

ほかにいかがですか。よろしいですか。それではこのくらいにさせていただきたいと思います。

それでは、本日いただいた意見を踏まえて、最終のとりまとめに向けた修正をお願いしたいと思います。来年年初に、関係府省等連絡会議に諮ると伺っておりますので、その修正内容につきましては、座長一任とさせていただきたいと考えておりますが、よろしゅうござい

ますか。

【秋山座長】

ありがとうございます。最後に、平田事務局長から、本日の議事全般について発言をお願いしたいと思います。

【平田事務局長】

長い間に渡りまして、この2020年に向けたユニバーサルデザインの改善について、貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

スポーツで言えば、数点まだ残っているわけですけれども、ここからが決勝戦でございまして、是非、岡西統括官におかれましては、残りの数点において全部ゴールを決めていただきたいと思います。

そもそもこの取組みを始めるとき、官房長官からは、老人も乳母車も含めて、広い範囲で考えてはどうかというお話もあったのですけれども、議論を進めていくうちに、障害者ということをピンポイントにしないと、こっちは乳母車、こっちは外国人、あるいはこっちは高齢者と議論が分散してしまうように思いました。結果として、パラリンピックが東京に来ることが決まり、それに向かって、まず障害者に対する取り組みをしっかり進めていくということが、岡西統括官の試みでありまして、私も支持しております。

今後、官邸に対して結果を説明に行く必要もございますし、岡西統括官が全てのプロセスをクリアできるような体制になるよう、私も自分の仕事としてやっていきたいと思っております。

このプロセスにおいて霞が関の皆さんも、ことの本質を理解して、自分達の仕事だという 思いで進めてきてくださり、嬉しく思いますし、これこそが2020年以降のレガシーだと 感じます。

我々は2020年以降、無くなる事務局ではありますけれども、大きく申し上げれば、これまでの取組みが国交省、文科省、厚労省等に溶け込む体系を作っております。一番大事なことは、こういう仕事を霞が関の中、あるいは議員のどの会派にも関わらず、自分の仕事として進めていくということを、あと4年間、しっかりと取り組んでいきたいと思います。

今年は、この場を通じてそういう礎ができた、良い年になったと思っております。この1年、大変お世話になりました。皆様方の来年の1年が、幸多かれとお祈りして、私のご挨拶としたいと思います。長らくありがとうございました。

【秋山座長】

それでは、岡西座長代理に議事をお返ししたいと思います。

【岡西座長代理】

秋山座長、ありがとうございました。先ほど平田局長からありましたとおり、本年の3月から現在に至るまで、短い間でございましたけれども、皆さんに精力的に多大なるご協力を 賜りまして、誠にありがとうございました。

本日もまだ、最終回というにもかかわらず、色々ご指摘をいただきました。ありがとうご

ざいました。今回いただいたご意見を踏まえて、来年年初に、第4回関係府省等連絡会議を 開催いたしまして、秋山座長とも相談させていただきながら、しっかり最終とりまとめをと りまとめていきたいと思っております。

我々内閣官房は、先ほど平田事務局長からありましたように、官邸の機関でもありますので、どのような形での政府の取りまとめとしていくかという課題が残っております。これにつきましても、頑張って進めてまいりたいと思っております。

以上、本日の議事内容につきましては、配付資料を含め、内閣官房から公表を予定しておりますので、ご了承いただければ幸いでございます。本当にこれまでのご協力、どうもありがとうございました。以上でございます。